

スポーツ競技の全国大会等出場者に対する激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ競技の全国大会等（以下「大会」という。）に出場する者に、激励金を交付することにより、スポーツの振興を図ることを目的とする。

(交付対象となる大会・事業)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日本スポーツ協会加盟競技団体の種目で、国内予選会の代表者として、又は日本スポーツ協会加盟競技団体の推薦をもって出場する国際大会等。ただし、親善、交歓等のための大会は除く
- (2) 国民体育大会その他、国、日本スポーツ協会、日本スポーツ協会加盟団体、全国高等学校体育連盟又は日本中学校体育連盟が主催又は共催する北信越ブロック以上の大会
- (3) 中学校体育連盟が主催又は共催する北信越大会
- (4) 前3号に規定するもののほか、入善町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が大会内容及び規模等を勘案して激励金の交付を適当と認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、入善町に住所を有する者又は教育委員会がこれに準ずると認める者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条に規定する大会に出場する選手
- (2) 前条に規定する大会のうち団体競技種目については、大会規程等に定める監督、コーチそれぞれ1人

(適用除外)

第4条 出場選手が所属する団体の大半の者が、同じ個人競技種目の大会に出場する場合は激励金を交付しないものとする。

(交付金額)

第5条 この要綱による激励金の額は、別表のとおりとする。

(激励金の返還)

第6条 激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の出場に関し、虚偽又は不正等があったとき。
- (2) 大会が中止、又は大会に出場できなくなったとき。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表

大会区分	金額	備考
海外で開催される国際大会	個人（1人につき）30,000 円	
国内で開催される国際大会	個人（1人につき）10,000 円	
全国大会	個人（1人につき）10,000 円 <u>複数の選手が出場する場合は、個人の金額に、大会登録人数を乗じた金額とする。ただし、上限額を 100,000 円とする。</u>	団体の構成員は、第 3 条の要件を充たす者であること。
<u>北信越ブロック以上の大会</u> <u>(小学生及び中学生)</u>	個人（1人につき）5,000 円 <u>複数の選手が出場する場合は、個人の金額に、大会登録人数を乗じた金額とする。ただし、上限額を 50,000 円とする。</u>	団体の構成員は、第 3 条の要件を充たす者であること。